

社会保障審議会少子化対策部会発言要旨

平成20年2月1日
全国中小企業団体中央会
専務理事 市川 隆治

1. 中央会の概要

- 全国中小企業団体中央会は、47の都道府県中央会と、その傘下に、全国3万2千の中小企業組合とこれに所属する305万の中小企業を擁する、中小企業の代表組織（別添パンフレット参照）。

2. 中央会の次世代育成支援対策への取組み

- 中小企業団体中央会は、中小企業の経営強化・発展を図る立場から、中小企業の連携を支援・推進する一方で、各種労働施策の普及とともに、「次世代育成支援対策」の中小企業への周知と中小企業の実情に合った行動計画の策定支援にも積極的に取り組んでいる。
- これまでに、全国中央会と36の都道府県中央会が厚生労働大臣の指定を受け、事業主の行動計画の策定・実施を支援する「次世代育成支援対策推進センター」を設置し活動しており、全国のセンターの4割を中央会が占めている。
- また、全国中央会では、平成16年度から4年間にわたり、厚生労働省の委託を受けて、中小企業のための「行動計画策定マニュアル」や、「認定取得支援マニュアル」等を作成し、推進センター等に広く情報提供して、その活動を支援している。さらに、平成19年度にも、中小企業の認定事例等を集めたマニュアルを作成中。
- このように、中央会は、4年にわたり、地道に中小企業における行動計画の定・届出、認定制度の普及等に取り組んできが、成果は徐々に上がってきている。
しかし、中小企業においては依然厳しい経営環境が続いていることから、余力がない企業が極めて多いこと等から、今後とも、普及には相当の時間を要することが予想される。

3. 次世代法の改正について

- 一般事業主行動計画の策定・届出義務の中小企業への対象拡大という重要事項

を、何の予告もなしにわずか1～2か月の短期間で、しかも、中小企業の意見を代表するメンバーのいない審議会で、十分な審議をすることなく決めるのは、中小企業軽視もはなはだしく、誠に遺憾である。

- 中小企業への拡大を検討するというのであれば、次世代法創設当時、中小企業の負担を考慮して努力義務とした経緯にかんがみ、その後の環境の変化やこれまでの法の施行状況を検証し、幅広く関係者の意見を聴取したうえで十分に時間をかけて慎重に議論を尽くすべきである。
- また、中小企業への対象拡大を行うとなれば、中小企業の経営環境の厳しさや負担等について十分考慮すべきであり、また、中小企業への周知期間を十分確保するとともに、支援策の強化を図るなど、中小企業がソフトランディングできるよう最大限の配慮を行うべきである。

4. 要 望

- そこで、私ども中央会としては、同法の改正に関して、以下の4点の実現を強く要望する。
 1. 中小企業の負担増や無用の混乱を避けるため、中小企業への周知や計画策定支援のための期間を確保する必要があることから、中小企業への対象拡大については、法の成立から施行まで、できるだけ長い期間、少なくとも3年以上の期間を設けるべきである。新しい地域行動計画が平成22年度からスタートするので、その周知に必要な期間を考慮すると、改正法の施行は早くても平成23年度以降とするのが適当である。
 2. 中小企業の認定取得が容易になるよう、中小企業の実情を踏まえ、男性の育児休業要件など認定基準等を緩和すべきである。
 3. 中小企業においては、行動計画の策定義務と、公表義務が同時に課されることになれば、厳しい経済状況の中で、大きな負担を強いられることになるので、中小企業への公表の義務化については、当面は、努力義務に止めておくべきであり、その効果や事業活動への影響等について十分な検討を行った上で、義務化すべきかを慎重に判断すべきである。
 4. 中小企業への周知や中小企業が次世代育成支援対策を効果的に推進するため、次世代育成支援対策推進センターの機能を強化すべきであり、こうした国の支援の充実強化を、法改正とセットで講じる必要がある。

以 上